

総務文教常任委員会

資 料

令和3年12月2日

教育委員会事務局教育振興部教育総務課

総務財政部管財課

加東市小学校廃校後の活用検討状況について

1. 東条地域旧小学校跡地の活用について……………P1
2. 社地域小学校跡地の活用について……………P5

1. 東条地域旧小学校跡地の活用について

東条学園小中学校の開校に伴い、令和3年3月31日に旧東条東小学校及び旧東条西小学校が閉校になりました。閉校となった両小学校については、市全体のまちづくりの方向性と整合を図り、多様化する市民ニーズに対応しながら将来的な財政負担を抑えつつ、安全で利用しやすい施設へと再編していく必要があることから、主に3つの視点（（1）地域コミュニティの場の確保、（2）防災機能の確保、（3）教育・公共目的での活用）から検討し、東条東小学校・東条西小学校閉校後活用検討委員会で活用について協議を進めてきました。

1 これまでの取組について

令和3年6月15日に東条東小学校・東条西小学校閉校後活用検討委員会で市が作成した利活用素案について説明し、委員から意見をいただきました。委員からの意見を踏まえ、活用方針を決定し、令和3年9月22日に文書にて東条地域の各区長に報告しました。また、広報かとう11月号、市ホームページにて活用方針を周知しました。

2 活用方針・今後の予定について

①旧東条東小学校（現：東条学園小中学校前期課程校舎）（別紙1）

- ・北側校舎・・・改修（令和4年度工事予定）

1階は、コミュニティセンター東条会館の機能を移転し、2階は、アフタースクール、防災倉庫機能等として活用します。

- ・南側校舎・・・取り壊し（令和4年度工事予定）
- ・体育館・体育倉庫・プール・・・取り壊し（令和4年度工事予定）
- ・運動場・・・借地部分は地権者に返還します。返還以外の部分については、アフタースクールや地域住民が利用できる広場、防災広場（車中泊避難等）として活用します。

②旧東条西小学校（別紙2）

- ・体育館・・・改修

（令和3年度内部改修工事、令和5年度長寿命化改修工事予定）

小学生チャレンジスクール及びスクールバス乗務員の待機場所、防災倉庫機能を持たせた施設として活用します（スクールバス乗務員の待機場所は令和4年度までの利用）。また、災害時には避難所として利用します。

- ・体育倉庫・・・改修（令和4年度工事予定）

防災倉庫に改修します。

・運動場

地域住民が利用できる広場、防災広場（車中泊避難等）として活用します。

・校舎・プール・・・取り壊し（令和5年度工事予定）

跡地については、民間での利用に向けて調整します。

③コミュニティセンター東条会館（令和5年度工事予定）

旧東条東小学校の北側校舎に機能を移転後、解体します。

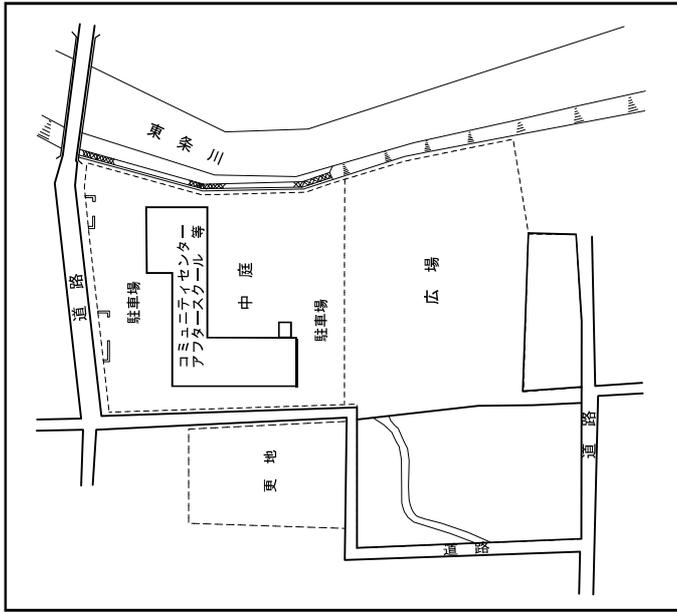
④東条第一体育館（令和5年度工事予定）

改修し活用します。

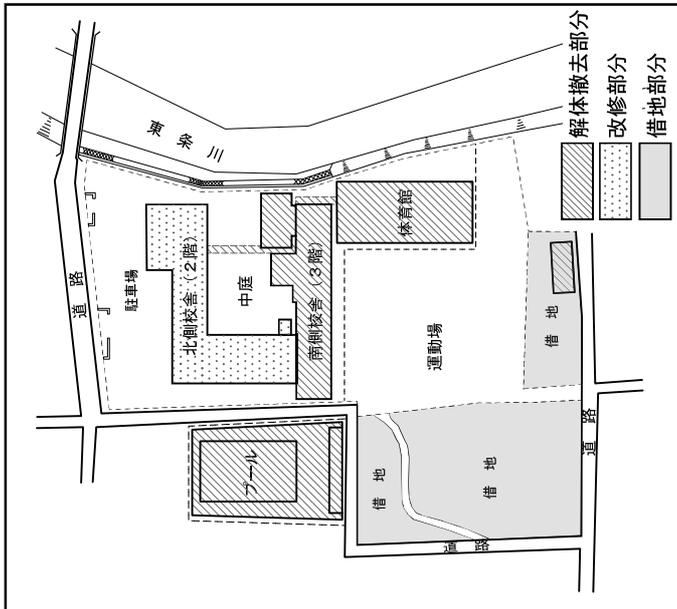
⑤東条第二体育館（令和4年度工事予定）

取り壊します。

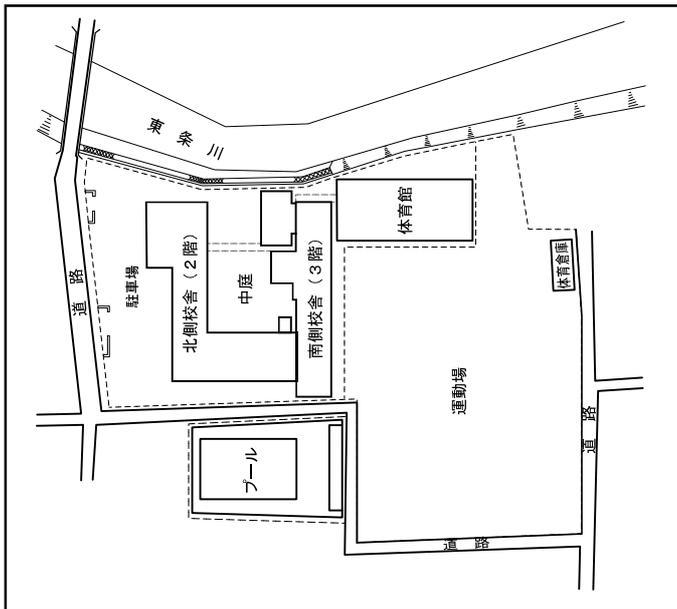
令和5年度以降



令和4年度



令和3年度



改修等

【令和3年度】～12月31日
・東条学園小中学校前期課程校舎

【令和4年度】
・運動場
※校舎は改修工事のため使用不可

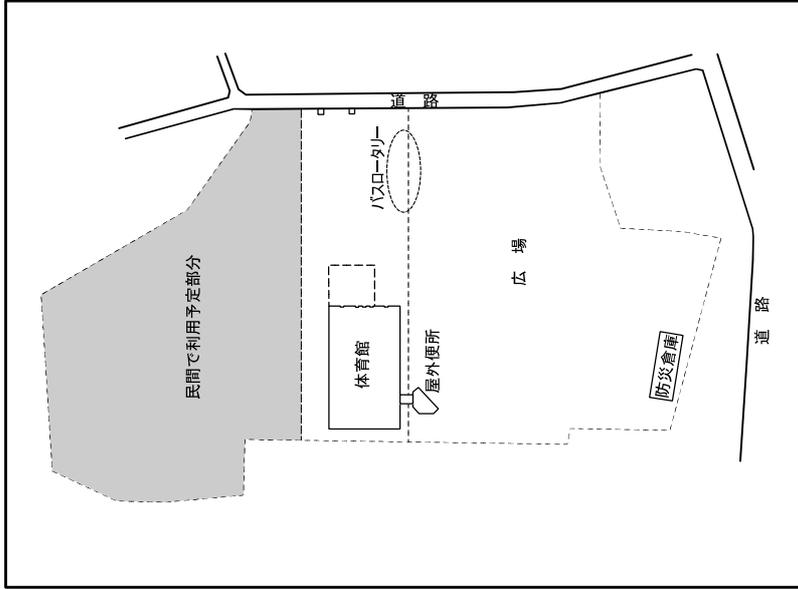
【令和5年度以降】
・北側校舎

- ① コミュニティセンター機能
- ② アタリセンター
- ③ こども教室
- ④ 防災倉庫機能
- ⑤ まちかど体験教室

・運動場

利 用 用 途

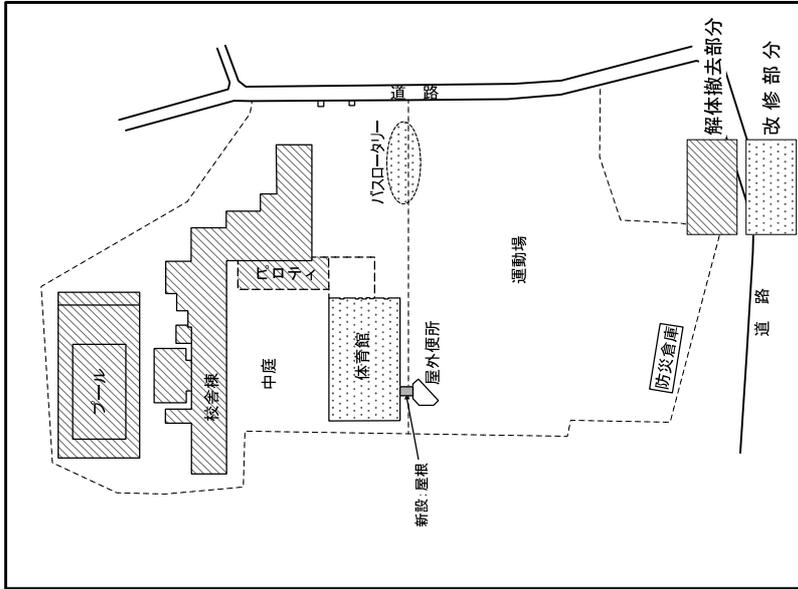
令和6年度以降



【令和6年度】
 ・校舎棟・プール跡地・・・民間で利用予定

【令和6年度以降】
 ・体育館・・・①小学生チャレンジスクール
 ②避難所
 ③防災倉庫機能
 ・運動場・・・①防災広場
 ②防災倉庫

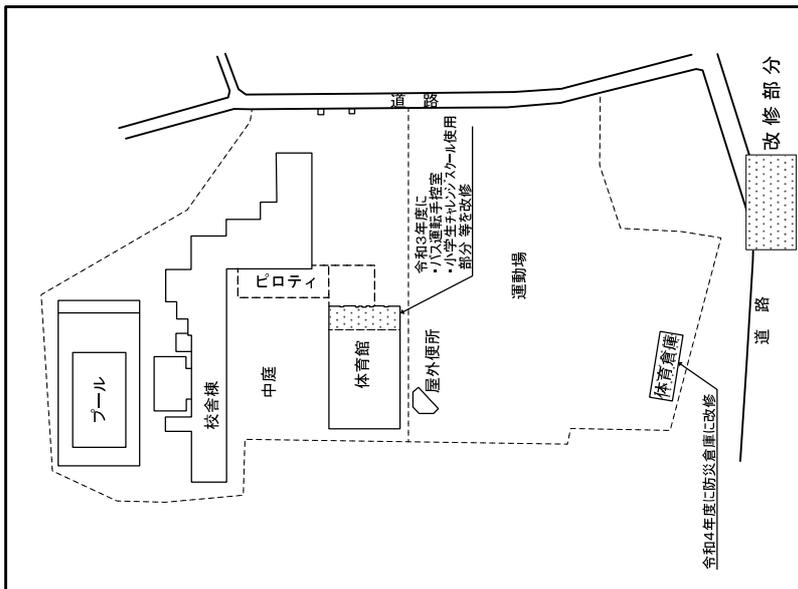
令和5年度



【令和5年度】
 ・校舎棟・・・取り壊し
 ・プール・・・取り壊し
 ・体育館・・・長寿命化改修工事
 ・駐車場・・・バスロータリーを設置

【令和5年度】
 ・運動場・・・①防災広場
 ②防災倉庫
 ※体育館は改修工事のため使用不可

令和3年度・令和4年度



【令和3年度】
 ・体育館・・・①倉庫をバス運転手控室に改修
 ②小学生チャレンジスクール使用部分を改修

【令和4年度】
 ・体育倉庫・・・防災倉庫に改修

【令和3年度】
 ・体育館・・・①バス運転手控室
 ②小学生チャレンジスクール
 ③避難所
 ・運動場・・・防災広場

【令和4年度】
 ・体育館・・・①バス運転手控室
 ②小学生チャレンジスクール
 ③避難所
 ④防災倉庫機能
 ・運動場・・・①防災広場
 ②防災倉庫

改修等

利用用途

2. 社地域小学校跡地の活用について

令和7年4月1日に社地域小中一貫校が開校予定であることを踏まえ、今年度から庁内の検討会議を開催し、跡地活用に向けた検討を行っています。今後の取組については、地区の要望なども伺いながら検討していきますが、現時点での取組内容は以下のとおりです。

1 これまでの取組について

(1) 庁内検討会議の開催

令和3年5月17日に庁内検討会議を開催し、社地域の小学校の現状及び今後の活用について協議しました。その後、庁内検討会議における協議を踏まえ、今後の取組について、公共施設等総合管理計画を所管する管財課及び学校施設の所管課等で令和3年6月23日に内部打合せを行いました。

(2) 学校施設の現状把握（別紙3）

様々な活用を検討する上で、小学校の規模が大きすぎることにより、維持管理費が膨大になることが予測されます。それに対応するため、小学校の校舎の分割が可能かどうかの現状把握を行いました。

※分割可能箇所については、図面上での見込みであり、変更になることがあります。（鴨川小学校は分割不可。）

2 今後の取組について

社地域は、5つの学校施設があり、それぞれの地区によって学校施設に対する思いや活用希望の有無も異なります。よって、それぞれの学校施設ごとに検討が必要になりますが、その一方で、跡地活用において集約化や複合化等を検討するなど、相互に調整が必要な場合も想定されることから、大きく4つの段階に分けて検討していきます。

(1) 活用に向けた資料収集及び地区の要望等意見聴取の実施

庁内検討会議において、跡地活用に向けた課題について検討するとともに、跡地活用希望（市及び民間）の取りまとめを行います。並行して地区の要望等意見聴取を行います。

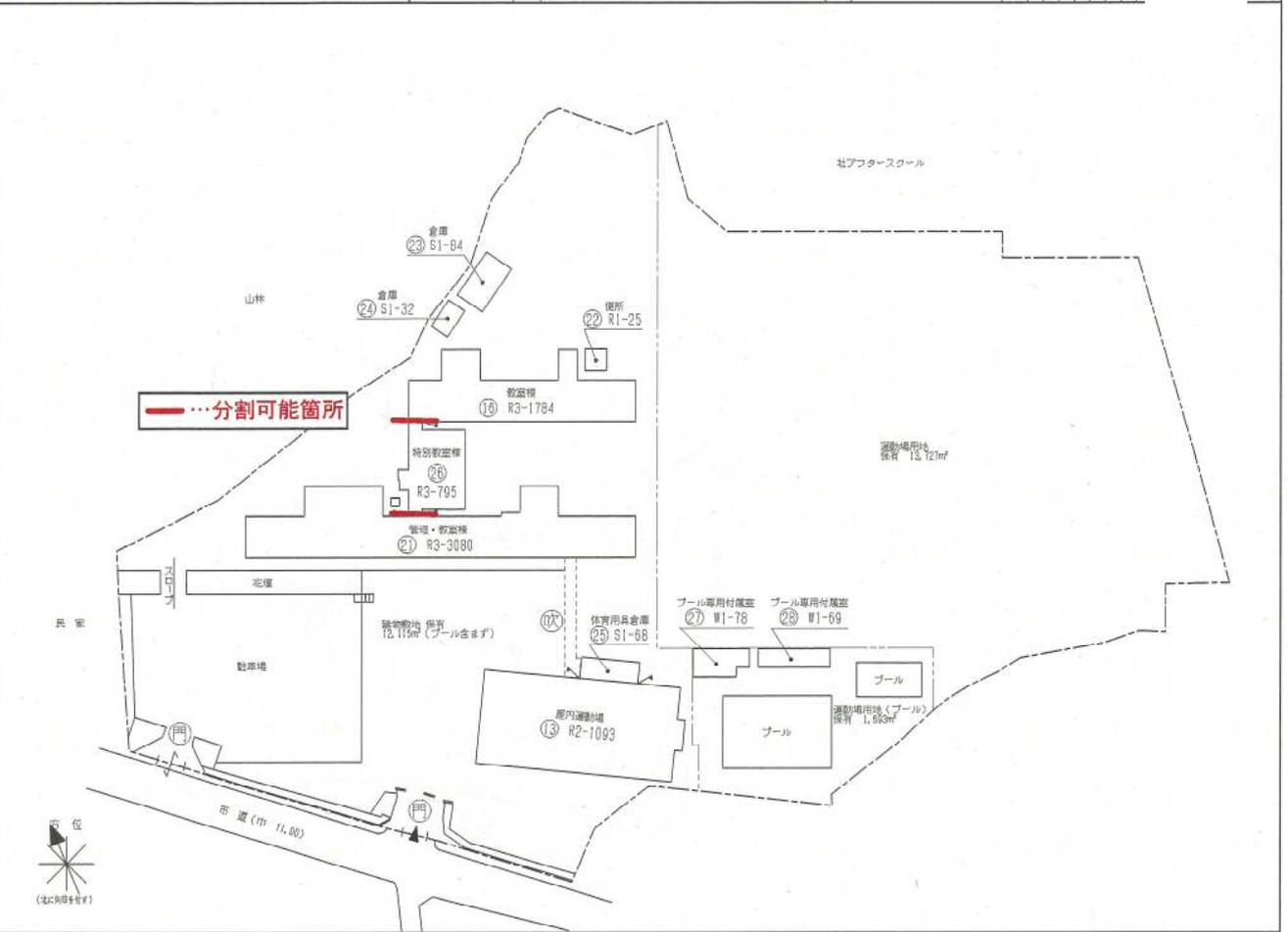
(2) 跡地活用における検討

収集資料及び地区の意見聴取結果を基に、跡地活用案を作成します。

なお、必要に応じて、複数の地域が合同で跡地を活用することの可否について検討します。

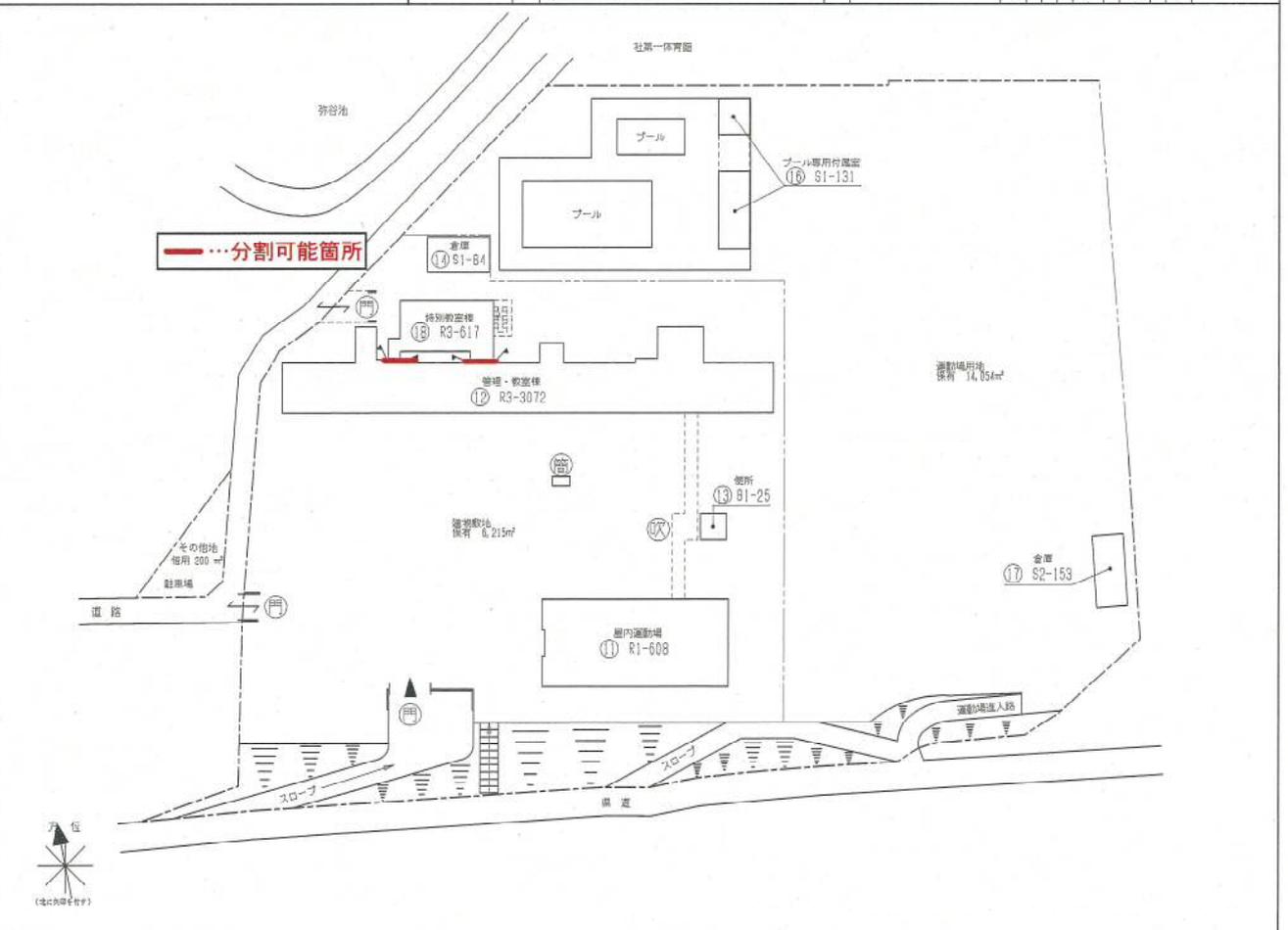
- (3) 跡地活用の決定、跡地活用に向けた準備及び市民への周知
跡地活用案を基に、地区等との協議を行い、方針を決定します。
- (4) 跡地活用に向けた改修工事等の実施
決定した跡地活用方針に基づき、必要となる予算を確保し、改修工事等を実施します。

凡 例	
建 物	
(未) 未とりこわし建物	
(危) 危険建物 (非木)	
(危) 危険建物 (木造)	
(借) 借用建物	
(借) 一時使用建物	
(他) 当該学校以外の建物	
建物以外の工作物等	
(門) 正門・通用門	
(吹) 吹抜け渡廊下	
(簡) 簡易な小規模構造物	
(自) 自転車置場	
(合) 合併処理槽	



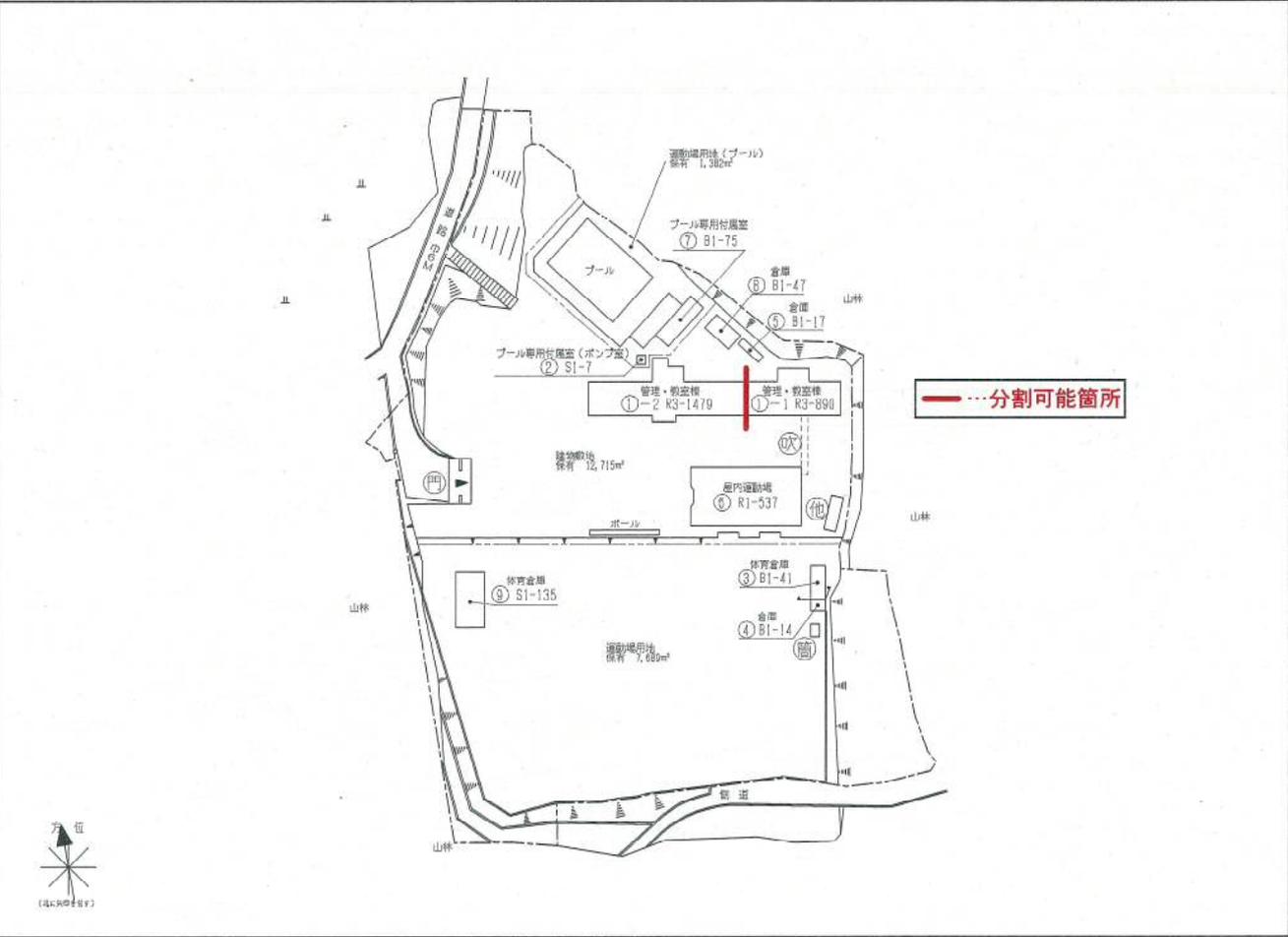
文 部 科 学 省

凡 例	
建 物	
(未) 未とりこわし建物	
(危) 危険建物 (非木)	
(危) 危険建物 (木造)	
(借) 借用建物	
(借) 一時使用建物	
(他) 当該学校以外の建物	
建物以外の工作物等	
(門) 正門・通用門	
(吹) 吹抜け渡廊下	
(簡) 簡易な小規模構造物	
(自) 自転車置場	
(合) 合併処理槽	



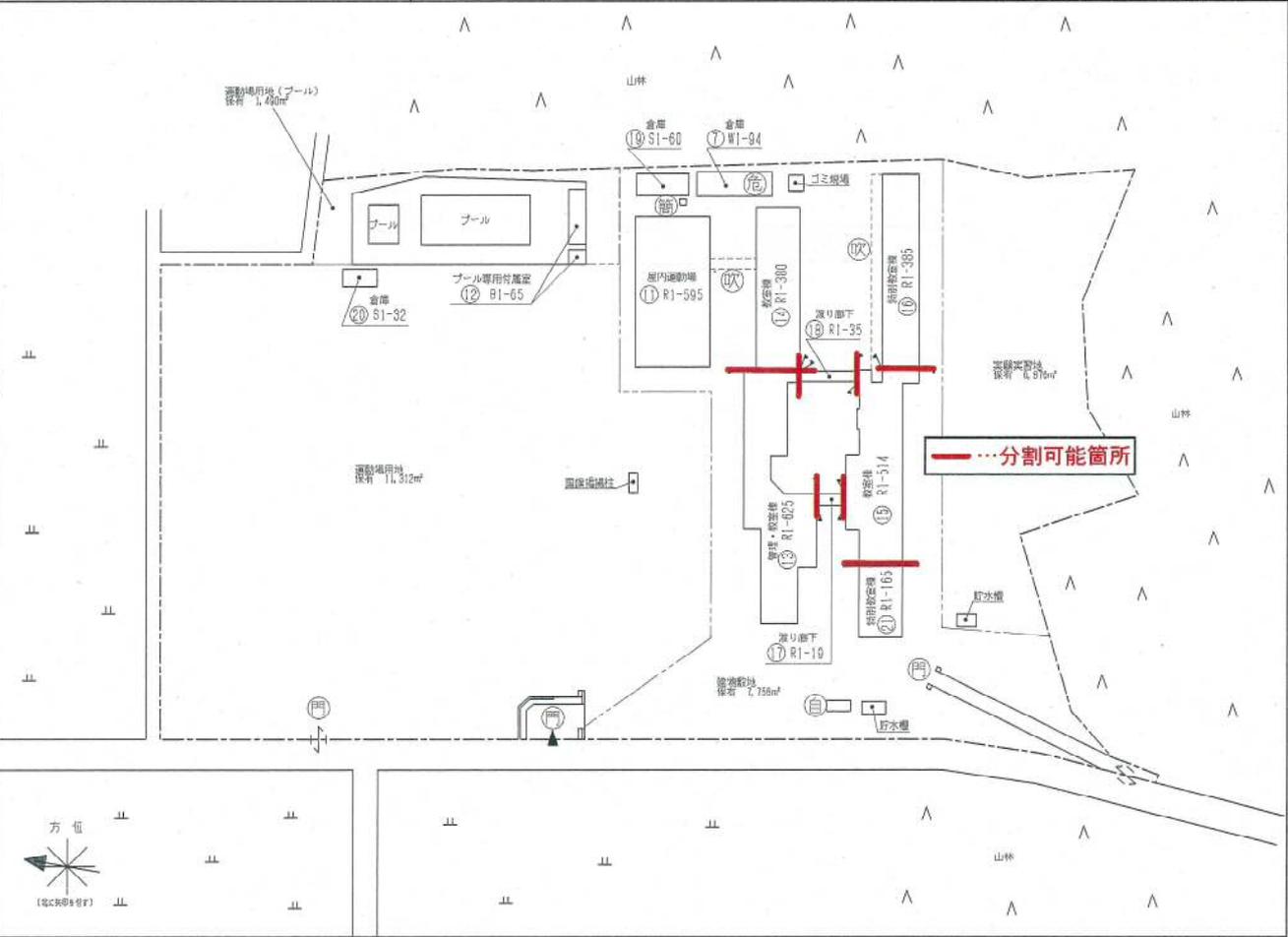
文 部 科 学 省

- 凡 例
- 建 物
 - 未 未とりこわし建物
 - 危 危険建物(非木)
 - 危 危険建物(木造)
 - 借 借用建物
 - 一 一時使用建物
 - 他 当該学校以外の建物
 - 建 建物以外の工作物等
 - 門 正門・通用門
 - 吹 吹抜け渡廊下
 - 簡 簡易な小規模構造物
 - 自 自転車置場
 - 池 合併処理槽



文 部 科 学 省

- 凡 例
- 建 物
 - 未 未とりこわし建物
 - 危 危険建物(非木)
 - 危 危険建物(木造)
 - 借 借用建物
 - 一 一時使用建物
 - 他 当該学校以外の建物
 - 建 建物以外の工作物等
 - 門 正門・通用門
 - 吹 吹抜け渡廊下
 - 簡 簡易な小規模構造物
 - 自 自転車置場
 - 池 観察池



文 部 科 学 省

市立学校位置図

